

# 令和3年加茂市議会3月定例会会議録（第4号）

3月19日

---

## 議事日程第4号

令和3年3月19日（金曜日）午前9時30分開議

- 第1 第6号議案から第27号議案まで
- 第2 請願第1号及び第2号
- 第3 第28号議案
- 第4 議員発案第1号
- 第5 議員発案第2号
- 第6 議員発案第3号及び第4号
- 第7 閉会中の所管事務調査について

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 第6号議案 令和3年度加茂市一般会計予算
- 第7号議案 令和3年度加茂市国民健康保険特別会計予算
- 第8号議案 令和3年度加茂市後期高齢者医療特別会計予算
- 第9号議案 令和3年度加茂市宅地造成事業特別会計予算
- 第10号議案 令和3年度加茂市下水道事業特別会計予算
- 第11号議案 令和3年度加茂市介護保険特別会計予算
- 第12号議案 令和3年度加茂市在宅介護サービス事業特別会計予算
- 第13号議案 令和3年度加茂市水道事業会計予算
- 第14号議案 令和2年度加茂市一般会計補正予算（第19号）
- 第15号議案 令和2年度加茂市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第16号議案 令和3年度加茂市一般会計補正予算（第1号）
- 第17号議案 加茂市看護職員奨学金条例の制定について
- 第18号議案 加茂市課条例等の一部改正について
- 第19号議案 加茂市市民福祉交流センター条例の一部改正について
- 第20号議案 加茂市営市民バス条例の一部改正について
- 第21号議案 新潟県加茂市国民健康保険条例の一部改正について
- 第22号議案 加茂市介護保険条例の一部改正について
- 第23号議案 加茂市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第24号議案 三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更について
- 第25号議案 令和2年度加茂市一般会計補正予算（第20号）
- 第26号議案 令和2年度加茂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）

第27号議案 令和3年度加茂市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第2 請願第1号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書の採択を求める請願

請願第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める請願

日程第3 第28号議案 令和2年度加茂市一般会計補正予算（第21号）

日程第4 議員発案第1号 加茂市議会委員会条例の一部改正について

日程第5 議員発案第2号 新潟県加茂市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第6 議員発案第3号 核兵器禁止条約の調印を求める意見書

議員発案第4号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

日程第7 閉会中の所管事務調査について

---

### ○出席議員（18名）

1番	森友和君	2番	大橋一久君
3番	橋本昌美君	4番	中沢真佐子君
5番	三沢嘉男君	6番	白川克広君
7番	佐藤俊夫君	8番	大平一貴君
9番	浅野一明君	10番	滝沢茂秋君
11番	森山一理君	12番	山田義栄君
13番	中野元栄君	14番	安田憲喜君
15番	樋口博務君	16番	安武秀敏君
17番	樋口浩二君	18番	関龍雄君

### ○欠席議員（0名）

---

### ○説明のため出席した者

市長	藤田明美君	副市長	五十嵐裕幸君
総務課長 教育委員会 庶務課長	青柳芳樹君	企画財政課長 会計課長	車谷憲繁君
税務課長	目黒博之君	農林課長 農業委員会 事務局長	和田正利君
商工観光課長	明田川太門君	市民課長	大野博司君
環境課長	樋口敏晴君	健康課長	井上毅君
建設課長	珊瑚保君	上下水道課長	土田修也君

福祉事務所長 加茂市介護・看護支援センター所長 市民福祉交流センター 「加茂美人の湯」所長	藤田和夫君	教育長	山川雅己君
教育委員会 学校教育課長	北原利章君	教育委員会 社会教育課長	有本幸雄君
教育委員会 スポーツ振興課長	五十嵐卓君	教育委員会 文化会館長	草野智文君
監査委員	山口昇君	監査委員 事務局員長	齋藤美佐子君

---

○職務のため出席した事務局員

事務局長	吉田裕之君	次長	坂井恵里君
係長	石津敏朗君	主査	吉田和実君
嘱託速記士	丸山夏歩君		

---

午前9時30分 開議

○議長（滝沢茂秋君） これより本日の会議を開きます。

この際、お諮りいたします。市長から3月4日の本会議における発言について、会議規則第64条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり訂正したいとの申出がありました。この訂正の申出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、市長からの発言の訂正申出を許可することに決しました。

これより議事日程第4号に入ります。

---

日程第1 第6号議案から第27号議案まで

○議長（滝沢茂秋君） 日程第1、第6号議案から第27号議案までを一括議題といたします。

各常任委員会における付託議案の審査の結果について、各委員長より報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長、6番、白川克広君。

〔総務文教常任委員長 白川克広君 登壇〕

○総務文教常任委員長（白川克広君） おはようございます。それでは、審査結果について報告いたします。

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第6号議案令和3年度加茂市一般会計……

○議長（滝沢茂秋君） 暫時休憩いたします。

午前9時31分 休憩

---

午前9時33分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○総務文教常任委員長（白川克広君） 大変失礼いたしました。改めて報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第6号議案令和3年度加茂市一般会計予算のうち本委員会所管の部分についてほか5件でありまして、これについて去る3月16日及び17日の両日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

まず、第6号議案のうち本委員会所管の部分、第14号議案のうち本委員会所管の部分、第16号議案のうち本委員会所管の部分、第18号議案及び第24号議案の以上5件については、それぞれ内容の説明を求め、質疑を行いました。特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

また、第25号議案については、内容の説明に対し、質疑、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員長、5番、三沢嘉男君。

〔産業建設常任委員長 三沢嘉男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（三沢嘉男君） おはようございます。産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第6号議案令和3年度加茂市一般会計予算のうち本委員会所管の部分についてほか7件でありまして、これについて去る3月10日及び11日の両日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

まず、第9号議案、第10号議案、第13号議案、第14号議案のうち本委員会所管の部分、第15号議案、第16号議案のうち本委員会所管の部分及び第23号議案の以上7件については、それぞれ内容の説明を求め、質疑を行いました。特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

また、第6号議案のうち本委員会所管の部分については、内容の説明に対し、質疑、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、社会厚生常任委員長、7番、佐藤俊夫君。

〔社会厚生常任委員長 佐藤俊夫君 登壇〕

○社会厚生常任委員長（佐藤俊夫君） おはようございます。社会厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第6号議案令和3年度加茂市一般会計予算のうち本委員会所管の部分についてほか13件でありまして、これについて去る3月12日及び15日の両日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第6号議案のうち本委員会所管の部分、第7号議案、第8号議案、第11号議案、第12号議案、第14号議案のうち本委員会所管の部分、第16号議案のうち本委員会所管の部分、第17号議案、第19号議案、第20号議案、第21号議案、第22号議案、第26号議案及び第27号議案の以上14件について、それぞれ内容の説明を求め、質疑を行いました。特に意見、要望を付することなく、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

16番、安武秀敏君。

○16番（安武秀敏君） 第6号議案令和3年度加茂市一般会計予算について反対の討論をします。

1点目は、美人の湯の指定管理については12月定例会でも反対討論しましたが、その筋を通して反対討論をします。指定料については、1億2,000万円の赤字が5,000万円に減ったのがよいというのではない。5,000万円、これを1万世帯で割ると1軒5,000円の血税の負担になります。市長も何回も説明されているように、施設の老朽化、源泉の枯渇等のリスクはあります。合同会社加茂人の計画では利用者が年々増加することになってはいますが、人口減少の時代に考えられません。水風呂を加温し、燃料が計上されておられません。七谷の自然は素晴らしいです。合同会社の加茂人も今までの市の無策の運営に比べれば意欲を感じ、評価はしますが、企画財政課が3月9日資料提供した市民アンケートによれば、美人の湯の廃止について24票、存続が18票、見直し、検討が3票であります。美人の湯の名称を加茂七谷温泉美人の湯に変更する件について、急ごしらえの加茂人の強い意向があったと付度していますが、150年の歴史ある西小地域の要望はかなえられていません。令和3年度は新入学児童がいないと答弁がありましたが、それは6人新入生がいたけれど、西小はあと1年だから、1年早く石川小へ入学しなさいということで新入生がいなくなったと聞いています。1年前倒しのさらに1年前倒しであります。

施設の老朽化と源泉の枯渇のリスク、市民アンケートの結果を尊重して反対の討論であります。2番目は土木費の河川改修促進対策費が削除されている件であります。加茂川、下条川の堤防のかさ上げが行

われましたが、鉄橋から下の加茂川の中州の土砂の撤去が行われていません。加茂川水系河川改修促進期成同盟会が令和元年及び令和2年度に書面による会議で、要請活動等はなく、令和3年度は予算書から削除されているのであります。河川改修促進対策費は抹消されたのであります。信濃川下流河川事務所により、今月12日、信濃川水系流域治水プロジェクトを策定するため、信濃川水系流域協議会が開催されています。県は2級河川の改修をやっていますが、1級河川の加茂川水系のあらゆる治水対策に向けて重要な事業の促進を要請する必要があります。誠にゆゆしき問題であります。

あと予算に計上されなかったいろいろな問題がありますが、長くなりますので、以上2つを挙げて反対討論といたします。

○議長（滝沢茂秋君） 2番、大橋一久君。

○2番（大橋一久君） 第6号議案令和3年度加茂市一般会計予算につきまして、賛成の立場での討論であります。メリアに関する予算につきましては、市民の皆様の間でも疑問の声、建物に対する将来の不安の声、多く聞かれています。これらの市民の皆様の声にもしっかりと耳を傾け取り組んでいただくことを強く要望をいたします。

そのほか子育て世代包括支援センター、看護職員修学貸付金制度、縁結びサポート制度、また加茂七谷温泉美人の湯の指定管理者制度等、新年度種をまき、未来に花咲く施策が多くあることに希望を持ち、加茂市の未来を信じて賛成をいたします。

○議長（滝沢茂秋君） 4番、中沢真佐子君。

○4番（中沢真佐子君） 第12号議案令和3年度介護サービス特別会計予算についてですけど、よろしいですね。

○議長（滝沢茂秋君） はい、続けてください。

○4番（中沢真佐子君） 令和3年度加茂市在宅介護サービス事業特別会計予算、賛成討論ですが、今後の実施方針について意見を述べたいと思います。

3月議会の初日、市長の施政方針において、これまでの訪問介護、訪問看護、訪問リハビリの全額助成制度について、令和3年度中に助成対象者の見直しを行うという方針が示されました。そして、3月17日の新潟日報に加茂市、訪問看護、介護有料へという記事が出て、驚かされている市民もいらっしゃると思います。市民は、今までよい制度に感謝していると同時に、市の財政が厳しいことも理解していると思います。市は、どのような救済制度をつくるのか具体的に議会と市民にはっきり示してから始めるべきではないでしょうか。必要な人に必要な支援が届くことが重要と考えますので、受益者負担の原則などと紋切り型の市政にならないよう要望します。今後の議論を期待します。予算は昨年と同様組まれていますので、賛成いたします。

以上です。

○議長（滝沢茂秋君） 1番、森友和君。

○1番（森友和君） 第6号議案令和3年度加茂市一般会計予算及び第16号議案令和3年度加茂市一般会計補正予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、令和3年度加茂市一般会計予算についてですが、この令和3年度の予算については、市長当初の施政方針で終盤、加茂市のアイデンティティーという言葉が使われて総合計画について言及されたところがありました。これから加茂市がどういうまちを目指すのかという布石として十分な機能を果たす予算で

はなかったかなと感じております。具体的には、指定管理制度を導入されて、これは今まで行政でやってきた部分を民間に移譲するということで、特に美人の湯に関して言えば、加茂市内の青年世代の人間がそのために会社を組んでやっていくという形をつくることができたわけです。また、商店街の土産物センターについても、市内事業者から手が挙がりまして、民間の力を借りながら行政としてやっていくという形が見えました。そして、地域おこし協力隊も、これは七谷の奥にグランピングをとということで導入されるということですが、それだけではなく、様々な加茂市の見どころ、またこれはアイデンティティーになっていくのかもしれないよいところ、中の人間では見えないところを引き出してくれるのではないかと期待感を感じさせる施策ではないかと思えます。

次に、16号議案についてですが、コロナ禍でどうしても今現状厳しい事業者が、また市民の方々の生活が辛いというところでの補完的な予算が必要な中で、その中で商店街のWi-Fiを組み入れられました。これは、どちらかという将来に向けての投資ではないかという予算のつけ方です。商店街はメリアの問題から、遡れば生田屋の問題であったり、様々な意見が飛び交う中で、今新町のアーケードが改修工事がもうちょっとで終わるという中で、そのアーケードができておしまいでなくて、商店街の商店だけではなくて、新しい機能をあの地区に、あの通りに備えていくのであるという意思を感じさせる施策ではなかったかなと思えます。私は全面的に賛成しまして、またさらに今商店街と呼ばれるあの通りが加茂市にとってどういった機能を持つ通りになるのかを私自身も考えまして、また市民もきつというんな案を出して考えていくという姿が見えるところにおいて非常によい施策ではなかったかなという賛成の意見を述べまして、16号議案、そして6号議案、その2つについて賛成の立場で討論とさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（滝沢茂秋君） 8番、大平一貴君。

○8番（大平一貴君） 3つの議案に対して討論させていただきます。

16号議案令和3年度加茂市一般会計補正予算に賛成の立場、第6号議案令和3年度一般会計予算について賛成の立場、第25号議案令和2年度加茂市一般会計補正予算に対して、反対の立場で討論させていただきます。

まず最初に、25号議案の令和2年度加茂市一般会計補正予算についてですが、退職手当債1,730万円に反対します。今後市職員は今まで以上に仕事量、仕事の種類が求められ、さらに昇給幅の減額、退職金の減額が予想されます。この状況でさらに退職手当債を将来世代に負担させることは理解できません。2021年度当初予算では、利息と合わせて返済額が1億5,330万円になっています。また、退職手当債を発行すれば財政調整基金を増やすことが可能です。しかし、利息を含めた総支払い額は増えることとなります。2021年度当初予算では、財政健全化計画どおり、年度末に財政調整基金が2億4,000万円を超える見込みです。財政調整基金が多くなる見込みがついたことにより、支出の判断が甘くなったのではないのでしょうか。2019年の7月に提出した財政健全化への取組では僅か100万円の自治体学校派遣費用、30万円の林道猿毛線の舗装を削減提案をしているにもかかわらず、2021年度の当初予算では指定管理を受ける計画では、美人の湯、シャトルバスをなくす予定だったにもかかわらず、市民バスが美人の湯の支援のために上高柳線が上り4便、下り5便が増発され、488万円増額されました。なぜそのような予算が含まれているのか理解できません。また、コロナ対策第6弾で美人の湯の

Wi-Fiを110万円かけて整備して貸し出したことも理解できません。さらに、市議からは財政調整基金がある程度貯まったからという意見も出るようになりました。負担の先送りをやめるべきだと思います。

次に、第6号議案令和3年度一般会計予算について賛成討論させていただきます。最初に、ペットボトルのリサイクルがやっと始まります。連合審査会では、ステーション回収を求める意見が出ました。その意見ももっともだと思いますが、回収コストや分別を少しずつ進めること、他の資源ごみの回収状況を見ても拠点回収で始めることも悪くないと思います。ペットボトルのリサイクルに関しては、2020年3月28日に組合議会で要望させていただきましたし、2020年9月議会で一般質問、2008年3月議会で一般質問し、訴えておりました。それだけではなく、容器リサイクル法が施行された1995年の4年後の1999年、市政モニターをやらせていただいたときにも小池前市長に提案させていただきました。その際は、たった一言提案しただけなのに、えらいけんまくで怒られ、その後様々な話を長々と市政モニター全員にされました。その様子は皆さん目に浮かぶと思います。市政モニターは、参加するだけでも数千円もらえる制度です。前市長には一市民として何言っても無駄なので、加茂市でお金を少しでも無駄にしてはいけないという思いから、2年の任期を1年で辞めさせていただきました。加茂市のお金を少しでも無駄にしてはいけないという気持ちは今も変わりません。

新年度予算に戻ります。昨年も申し上げましたが、新規事業により加茂市が前に進む感じがします。健康増進プロジェクトは、事業に参加し、数値を計測することで参加される方の目標ができ、より一層健康増進に励むことが期待されます。前市長のときに提案しましたが、加茂病院に入院しているこんなになっている人に運動させるのかと極端な答弁が返ってきた市政とは大きく違います。

こども未来課の創設は、市民が行う手続、役所内の連携の面で期待ができます。

地方創生特別委員会に提言したBP、NPの行方が気になるところです。参考までに、こだわっていたのは藤田元市議です。

新商品・新製品開発支援事業は、民間企業でできない部分に取り組むことや行政が長期的な視点で行うことを期待します。103万円で付加価値の高い商品がどれだけできるのか気になるところです。

移住促進住宅取得、移住、定住促進、空き家バンク登録補助は、他市が既に行っていることとはいえ必要なことですので、予算化されてよかったと思います。地方創生特別委員会でも提言させていただきましたが、その成果を早く見たいと思います。

地域おこし企業人は国のメニューだと思いますが、レベルの高い人材が来ることで、地域おこし協力隊と連携し、よい政策ができることを期待します。

会計年度任用職員の窓口、経理としての採用、マニュアルづくりが進んでいないことは残念です。早急に進めていただきたいと思います。

職員の異動の希望を聞かないことも残念です。職員、議員でも賛否がありますが、私はやはり聞くべきだと思います。聞いた場合も聞かない場合も希望がかなわない人の不満は出ますが、聞いたほうが満足する人は増えます。また、自分の希望をかなえるために、今の仕事、これからやりたい仕事をやるために努力する職員が増えます。この努力が市民を幸せにするとと思います。民間企業は希望を聞く会社が多いと思いますが、公務員は違うのかと思い、学生時代の先輩が栃木県のある市で頑張っておりますので、昨日確認したら、2つの方法で希望を確認するそうです。1つは所属長経由で人事課に、もう一つは



人事課長に直接伝えるそうです。希望を聞く、聞かない、どちらが完全によいということはありませんが、希望を聞かずにどんな仕事も好きになるよというやり方は前近代的な感じがします。また、制度を変えた場合のデメリットだけを強調することも前近代的に感じます。

藤田市長が選挙で掲げた未来への投資、2019年の施政方針で一番やりたいことが教育であると訴えました。2021年度の施政方針では、一番やりたいことが人口減少対策に変わりました。両方とも大事なことですし、私は人口減少対策の政策として教育政策で他市町村との差別化を考えていますので、どちらが一番でも構いませんが、説明もなく少しずつずらしていくと、藤田市長が今言っていることを信用できるのか疑問を感じながら聞くことになります。

学校統廃合をどうするかという問いに対しても、総合計画、公共施設再配置計画、小中学校適正化（再配置）計画へと動いていくと同時に先送りになっています。試行錯誤で市政を進めなければならないため、ある程度は仕方ありませんが、変更されるときは公共施設再配置計画から方針に変更したときのように説明されたほうがよいと思います。

過去の討論の繰り返しになりますが、ホームページの前市長の意見、要望を消すことは政治的な歴史を消すことにもなります。ホームページのどこかに残すべきだと思います。議会のホームページには、議長、議員が替わって過去のものがしっかりと残っています。

最後に、加茂市は1990年から2015年までの25年間で人口が20%減少しましたが、2015年から2040年までの25年間では32%減少します。人口減少に対応するために改革のスピードを早めることを期待します。そして、加茂市をよくするのは市民だと思います。ふるさと納税を利用し、市民が動く加茂市になることを期待して賛成します。

次に、第16号議案令和3年度加茂市一般会計補正予算に対して賛成討論をさせていただきます。議案中の加茂市商店街へのWi-Fi導入費用2,405万7,000円についてです。市長の提案理由である加茂山、加茂川の間にある商店街へ多くの人が集まるようにすることは賛成です。しかし、商店街に人を集め、回遊させる目的であれば、空き店舗の状況を把握すること、新規出店者への補助のほうが効果的ではないでしょうか。データ通信料がかからなくすることも提案理由でしたが、菅政権の目玉政策の1つはスマートフォンの通信料の引下げです。3大キャリアは、利用者の多くが月間20ギガバイト以下のデータ量で、それを対象にした通信費は今年、2021年3月から引下げが実施されます。格安スマホは、菅政権の前から安くなっています。そのため今Wi-Fiはそれほど重要ではありませんし、今後ますます必要なくなります。タブレット端末、ノートパソコンは通信契約をしていない人が多いので、Wi-Fiは必要ですが、タブレット端末、ノートパソコンは建物内で使うことが多いので、商店街での利用ではなく、商店街にある施設にWi-Fiを設置することで用が足ります。公共施設で足りなければ、商店街にある商店で希望するところに初期投資を補助することなどで賄ったほうがよいでしょう。通信契約の料金が安くなったか分からないのであれば、まちの歴史等を学ぶ前に通信契約の仕組みを学び、料金プランを研究するほうが今後の人生の役に立つと思います。

災害対応も提案理由の1つですが、公共施設のWi-Fiと移動基地局車に対応できると思います。世間一般的に災害対策、セキュリティは予算を増額させるキーワードになっています。コロナ対策で国から予算が来るのですが、効果が高いと予想されるところに使うべきだと思います。設置後の維持費、年間電気代26万円、通信費50万円もかかり、負担が大きいと思います。また、歩きスマホ、歩きタブレッ

ト、歩きノートパソコンの原因になるのではないのでしょうか。商店街、商工会議所の方に説明し、理解してもらったようですが、どのように説明されたのか気になります。Wi-Fiを入れ、回遊性を高める仕組みづくりをします、皆さんの負担はありませんという説明だったなら、多くの人は反対はしないでしょう。2,400万円でどういう政策を行えばコロナ後の商店街にとってプラスになるかという話し合えば、答えは変わるのではないのでしょうか。予算には賛成しますが、いま一度商店街、商工会議所の方と話し合ったほうがよいと思います。

以上、賛成討論です。

○議長（滝沢茂秋君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、第17号議案から第23号議案までの各条例の制定、一部改正についての7件を一括して採決いたします。

以上7件について委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第24号議案三条市、燕市、加茂市、田上町及び弥彦村並びに新潟県三条・燕総合グラウンド施設組合における公の施設の相互利用に関する協定の一部変更についてを採決いたします。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第14号議案令和2年度加茂市一般会計補正予算（第19号）、第15号議案令和2年度加茂市下水道事業特別会計補正予算（第4号）及び第26号議案令和2年度加茂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の3件を一括して採決いたします。

以上3件について委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第25号議案令和2年度加茂市一般会計補正予算（第20号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（滝沢茂秋君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案令和3年度加茂市一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（滝沢茂秋君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案令和3年度加茂市国民健康保険特別会計予算、第8号議案令和3年度加茂市後期高齢者医療特別会計予算、第9号議案令和3年度加茂市宅地造成事業特別会計予算、第10号議案令和3年度加茂市下水道事業特別会計予算、第11号議案令和3年度加茂市介護保険特別会計予算、第12号議案令和3年度加茂市在宅介護サービス事業特別会計予算及び第13号議案令和3年度加茂市水道事業会計予算の7件を一括して採決いたします。

以上7件について委員長の報告はいずれも原案可決であります。

お諮りいたします。以上の各案件は委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、以上の各案件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第16号議案令和3年度加茂市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第27号議案令和3年度加茂市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について委員長の報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2 請願第1号及び第2号

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第2、請願第1号及び第2号を一括議題といたします。

各常任委員会における付託請願の審査結果について、各委員長より報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員長、6番、白川克広君。

〔総務文教常任委員長 白川克広君 登壇〕

○総務文教常任委員長（白川克広君） 報告いたします。

総務文教常任委員会に付託されました請願について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願は、第1号核兵器禁止条約の調印を求める意見書の採択を求める請願の

1件でありまして、去る3月17日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第1号について、内容審査の結果、趣旨妥当として、全会一致をもって採択すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員長、5番、三沢嘉男君。

〔産業建設常任委員長 三沢嘉男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（三沢嘉男君） 産業建設常任委員会に付託されました請願について、審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願は、第2号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める請願の1件でありまして、これについて去る3月11日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

以下、その審査の結果について報告いたします。

第2号について、内容審査の結果、趣旨妥当として、全会一致をもって採択すべきものと決定した次第であります。

以上をもって、報告といたします。

○議長（滝沢茂秋君） 報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、請願第1号核兵器禁止条約の調印を求める意見書の採択を求める請願を採決いたします。

請願第1号について委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。本請願は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、請願第2号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める」意見書の採択を求める請願を採決いたします。

請願第2号について委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。本請願は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

---

### 日程第3 第28号議案

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第3、第28号議案令和2年度加茂市一般会計補正予算（第21号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） ただいま上程になりました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第28号議案は、令和2年度一般会計補正予算であります。この補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費3,528万5,000円を増額し、これに充てる財源として同額国庫支出金を増額して措置するものであります。この結果、予算の総額は159億3,204万2,000円となります。繰越明許費の補正につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費について設定金額を変更するものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議の上、全員の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（滝沢茂秋君） 当局の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第28号議案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、第28号議案については委員会への付託を省略することに決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

---

午前10時40分 開議

○議長（滝沢茂秋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議題となっております第28号議案について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより第28号議案令和2年度加茂市一般会計補正予算（第21号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議員発案第1号

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第4、議員発案第1号加茂市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

6番、白川克広君。

〔6番 白川克広君 登壇〕

○6番（白川克広君） お疲れさまです。ただいま上程になりました議員発案第1号加茂市議会委員会条例の一部改正について御説明いたします。

これは、組織改編による加茂市課条例の一部改正が行われたことにより、その改正内容に合わせ、加茂市議会委員会条例の一部を改正するものであります。

提出者は私、白川克広、賛成者は森友和議員、橋本昌美議員、大平一貴議員、森山一理議員、山田義栄議員であります。

以下、条例案を説明いたします。お手元の資料も御覧ください。

加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例。

加茂市議会委員会条例、平成3年加茂市条例第12号の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中、ウを「こども未来課の所管に属する事項」に改める。

第2条第2項第3号中、オを削り、エをオとし、ウの次に「エ 健康福祉課の所管に属する事項」を加える。

附則、この条例は令和3年4月1日から施行する。

以上、提案理由を御説明申し上げました。議員の皆様の御賛同をいただきますようよろしく御願ひ申し上げます。

○議長（滝沢茂秋君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員発案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、議員発案第1号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員発案第1号加茂市議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議員発案第2号

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第5、議員発案第2号新潟県加茂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

8番、大平一貴君。

〔8番 大平一貴君 登壇〕

○8番（大平一貴君） ただいま上程になりました議員発案第2号新潟県加茂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

これは、議長及び副議長は選挙された日から、議員は職に就いた日から、その月の月額全額を支給する方法から日割りにより議員報酬を支給する方法に改正したいというものです。

提出者は私、大平一貴、賛成者は森友和議員、橋本昌美議員、白川克広議員、森山一理議員、山田義栄議員であります。

以下、条例案を説明いたします。

新潟県加茂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

新潟県加茂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、昭和33年加茂市条例第1号の一部を次のように改正する。

第3条中、「つ」を「就」に改め、「つ」と読みますけれども、同条に後段として、「この場合において、選挙された日又は職に就いた日とその月の初日でないときは、日割りによりその月の議員報酬を支給する」を加える。

第3条に次の3項を加える。第2項、「議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。この場合において、職を離れた日とその月の末日でないときは、日割りによりその月の議員報酬を支給する」。

第3項、「議長、副議長及び議員が死亡したときは、その死亡した日の属する月の月額を支給する」。

第4項、「第1項及び第2項における日割計算の方法は、第2条に規定する議員報酬の月額にその月の在職日数を乗じた額をその月の日数で除するものとする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする」。

第4条を「議員報酬は、第3条の規定にかかわらず、同一の者に対して重複して支給しない」に改める。

附則、この条例は令和3年4月1日から施行する。

以上、議員の皆様方の御賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（滝沢茂秋君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員発案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、議員発案第2号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議員発案第2号新潟県加茂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議員発案第3号及び第4号

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第6、議員発案第3号及び第4号を一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

最初に、議員発案第3号核兵器禁止条約の調印を求める意見書について説明を求めます。

8番、大平一貴君。

〔8番 大平一貴君 登壇〕

○8番（大平一貴君） それでは、議員発案第3号核兵器禁止条約の調印を求める意見書について御説明申し上げます。

提出者は私、大平一貴、賛成者は森友和議員、中沢真佐子議員、白川克広議員、森山一理議員、樋口博務議員であります。

以下、案文の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

核兵器禁止条約の調印を求める意見書

被爆から75年の2020年10月24日、核兵器禁止条約は、その発効要件を満たす50か国の批准



に達し、2021年1月22日に発効されました。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪し、これに「悪の烙印」を押しました。

核兵器は今や不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

核兵器禁止条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止するものとなっており、核保有国の核兵器禁止条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。

これらと同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者ととも我々日本国民が長年にわたり熱望してきた、核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが条約批准国から強く求められています。

さらに、2017年12月、核兵器廃絶を訴えてきたNGO団体ICANにノーベル平和賞が授与されたことは、国連での多数派というだけでなく、広く国際社会でも核兵器廃絶の声が大きく広がっていること、これからも広がることを示しています。

よって、下記の事項を実現することを強く求めます。

#### 記

1. 日本政府は、核兵器禁止条約を速やかに調印すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

---

皆様の御賛同をいただきまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣宛てに意見書を提出したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（滝沢茂秋君） 続いて、議員発案第4号最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書について説明を求めます。

5番、三沢嘉男君。

〔5番 三沢嘉男君 登壇〕

○5番（三沢嘉男君） それでは、議員発案第4号最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書について御説明申し上げます。

提出者は私、三沢嘉男、賛成者は橋本昌美議員、浅野一明議員、中野元栄議員、安武秀敏議員、樋口浩二議員であります。

以下、案文の朗読をもちまして説明とさせていただきます。

#### 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

厳しい日本経済に感染が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面しています。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で最低賃金近傍の低賃金で働いています。

この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力の引き上げや賃金底上げを図るこ

とが不可欠です。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要です。

2020年度の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,013円、新潟県では831円、最も低い県では792円にすぎません。毎日8時間働いても年収120万円から150万円です。最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできません。さらに地域別であるがゆえに、新潟県と東京都では、同じ仕事でも時給で182円もの格差があります。若い労働者の都市部への流出が地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっています。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響が出ています。全労連の調査では、健康で文化的な生活をするうえで必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。若者1人が自立して生活するうえで必要な最低生計費は、全国どこでも月22万円から24万円の収入が必要との結果が出ています。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金はOECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で地域別ではなく全国一律制をとっています。そして政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えています。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策の拡充が必要です。労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくるために、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを要望します。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求めます。

#### 記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上を目指すこと。
2. 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命と暮らしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

---

皆様の御賛同をいただきまして、内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長宛てに意見書を提出したいというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（滝沢茂秋君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員発案第3号及び第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、議員発案第3号及び第4号については委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、議員発案第3号核兵器禁止条約の調印を求める意見書についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

なお、本意見書は後刻関係方面へ送付、提出いたしたいと思いますので、御了承願います。

次に、議員発案第4号最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

なお、本意見書は後刻関係方面へ送付、提出いたしたいと思いますので、御了承願います。

---

## 日程第7 閉会中の所管事務調査について

○議長（滝沢茂秋君） 次に、日程第7、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の所管事務調査についての申出がありました。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査については、各常任委員長及び議会運営委員長の申出のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢茂秋君） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査については、各常任委員長及び議会運営委員長の申出のとおり決しました。

---

○議長（滝沢茂秋君） 以上で本3月定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

市長より閉会の挨拶があります。

〔市長 藤田明美君 登壇〕

○市長（藤田明美君） 3月議会での御審議、大変どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

新年度当初予算、また補正予算等御審議、可決していただき、ありがとうございました。特に新型コロナの経済対策は、新年度に入り、速やかに実施してまいります。ワクチン接種につきましては、市民の皆様が安心して接種できるよう準備を進め、適切な情報提供ができるよう努めてまいります。たとえワクチン接種が進んでも、国の緊急事態宣言が解除されても、安心感のある生活がすぐに戻ってくるわけではありません。大切なのは、冷静な行動と他者を思いやる気持ちです。今後仮に加茂市で感染者が確認されたとしても、加茂市は優しく見守ることができる市であり続けます。

また、先ほど討論の中に、たくさん討論していただいたのですけれども、その中で、できれば全てについて本当は私も意見を述べたいところですが、それになると討論になってしまいますので、一部についてお話しさせていただきたいというふうに思っております。私自身は、意見の違い、考え方の違いは大いにあってしかるべきだというふうに思っております。まだ足りないところもあるかもしれませんが、私はそれを受け止めつつ優先順位をつけ、予算編成をしております。その中で金額の多い、少ないであったり、議員の皆さんそれぞれの中でこちらの予算ではなくて本来はこちらにつけてほしかった、そういう思いもある方もいらっしゃると思います。そういった中で、私自身の中で考えた中で優先順位をつけさせていただき、今回予算編成をさせていただきました。

その中で1つ、財政調整基金についての話がありましたけれども、財政調整基金はまだ加茂市では少ない、十分にあるとは言えない状況であり、加茂市の財政が決して余裕があるという状況ではありません。市民の皆さんが安心して生活していただけるように、まだ財政調整基金は積み立てる必要があるというふうに思っております。100%の皆さんに納得していただけるような予算編成、正解というのではないのだというふうにも思います。その中で議論を重ねていく、または対話をしていく中で、お互いに納得できるような解を探していくのが必要だというふうにも思っており、まさにこの議会というのはそういう場なのではないかなというふうに改めて思った次第です。

また、安武議員の反対討論の中にもありました中で事実と異なることがありましたので、少しここは述べさせていただきたいというふうに思っております。美人の湯のまずアンケートにつきましては、これは加茂人が指定管理に決まる前に行ったアンケートでありますということ、また燃料費につきましては指定管理料5,000万円の中に含まれているということで、決して計上されていないということではないということです。

また、河川の整備につきましては、期成同盟会のほうでお金があるということで、これまでの負担金は必要ないということで予算計上されなかったということであり、決して今後河川の整備につきまして要望しないという理由ではありません。また、それは委員会の中でも説明させていただきました。

加茂西小については、まず新入生を石川小に入学するように誘導したというような事実はありません。地域の皆さんと、もちろん異なる意見もありましたけれども、話し合いを進める中で、最終的にアンケートも取り、令和4年度4月からの西小の閉校、そして石川小への統合を決めた次第です。これは地域の皆さんと話し合っただけの結果であるということをお理解いただきたいというふうに思っております。

何回も繰り返しますが、意見が違ふ、考え方が違ふということは私自身も容認できます。ただ、事実と違ふこと、委員会等の説明と違ふことを理由に反対討論されることは大変不本意であり、残念であります。私自身にも言えることでもありますけれども、お互いにお互いの意見を聞く姿勢を持っていくことはこれからも大切であると思ひますし、私自身も心がけてまいりたいというふうに思っております。このことにつきまして、黙っていたら容認することにつながると思ひまして、一言お話しさせていただきました。

そして、4月から加茂市のホームページが変わります。これからも市内外への発信をより高めてまいりたいというふうに思っております。また、土産物センターと美人の湯も大きく変わります。運営される方は、本気で加茂市の魅力を高めたいと思っている方々です。多くの方に温かいエールを送っていただけると幸いです。

最後に、これから挨拶があると思ひますが、退職する課長たちは議員の皆様とたくさん議論させていただいた方ばかりです。同時に、私はその課長たちにたくさん支えてもらいました。退職する課長、職員には心よりねぎらいの言葉と感謝の気持ちをお伝えしたいですし、改めて気を引き締めて年度末まで共に市民の皆さんのために働いてまいりたいと思ひます。4月からは新しく課長になる人、ポジションが変わる人、変わらない人がおりますが、新体制で職員一丸となってこの難局を乗り越えてまいります。議員の皆様におかれましても、これからも厳しく、そして熱い議論を一緒にさせていただけたらなというふうに思っております。16日間の御審議、大変どうもありがとうございました。

○議長（滝沢茂秋君） これにて令和3年加茂市議会3月定例会を閉会いたします。

午前11時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

加茂市議会議長 滝 沢 茂 秋

加茂市議会議員 白 川 克 広

加茂市議会議員 佐 藤 俊 夫

加茂市議会議員 大 平 一 貴